

00646

鳥取縣公報

縣令

◆鳥取縣令第五十號

昭和十年二月鳥取縣令第六號道路取締令施行細則第二十一條中左ノ通改正シ昭和十七年七月一日ヨリ施行ス

昭和十七年六月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

第二十一條中「千貫」トアルヲ「千七十貫」ニ改ム

告示

◆鳥取縣告示第三百九十二號

日野郡日光村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十七年六月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

◆鳥取縣告示第三百九十三號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年六月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

昭和十七年六月二十六日
第千三百四十五號

金曜日

本書ノ大體ハ國定規格A5判

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十七年六月二十六日
第千三百四十五號

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

00647

本籍 鳥取縣西伯郡成實村大字奥谷七四〇番地
住所 本籍ニ同ジ

昭和十七年六月十八日
第八六一一號 登錄

橋 根 み さ 子

明治四十四年五月十七日生

鳥取縣告示第三百九十四號

國民体力法施行令第二十二條ノ二第一項第四號ニ依リ昭和十六年四月一日以降同十七年四月三十日迄ニ出生シ各市町村内ニ現住スル乳幼児ニ對シ体力向上指導ノ爲体力検査ヲ施行ス
其ノ保護者ハ指定ノ日時場所ニ乳幼児ヲ同伴シ体力検査ヲ受ケシムベシ

昭和十七年六月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取市	年月日	時	検査場所	検査區域
米子市	昭和十七年七月十日	自午後三時	修立國民學校	同校下一圓
	七月十一日	自午後三時	日進國民學校	同
	七月十一日	自午後三時	遷喬國民學校	同
	七月十一日	自午後三時	稻葉國民學校	同
	七月十三日	自午後三時	久松國民學校	同
	七月十三日	自午後三時	美保國民學校	同
	七月十四日	自午後三時	醇風國民學校	同
	七月十四日	自午後三時	中ノ郷國民學校	同
	七月十五日	自午後三時	富桑國民學校	同
	七月十五日	自午後三時	賀露國民學校	同

00648

岩美郡

年月日	時	検査場所	検査區域
昭和十七年七月十五日	自午後一時	就將國民學校	同校下一圓
七月十五日	自午後三時	車尾國民學校	同
七月十六日	自午後三時	明道國民學校	同
七月十六日	自午後三時	福米國民學校	同
七月十七日	自午後三時	義方國民學校	同
七月十七日	自午後三時	福生國民學校	同
七月十八日	自午後三時	啓成國民學校	同
七月十八日	自午後三時	住吉國民學校	同
七月十九日	自午後三時	加茂國民學校	同
七月二十日	自午後三時	大茅國民學校	同
七月二十日	自午後三時	成器國民學校	同
七月二十一日	自午後三時	宇倍野國民學校	同
七月二十二日	自午後三時	宇倍野國民學校	同
七月二十三日	自午後三時	宇倍野國民學校	同
七月二十四日	自午後三時	倉田國民學校	同
七月二十五日	自午後三時	米里國民學校	同
七月二十七日	自午後三時	津ノ井國民學校	同
七月二十八日	自午後三時	西影國民學校	同
七月二十三日	自午後三時	浦富國民學校	同
七月十一日	自午後三時	東國民學校	同
七月十三日	自午後三時	田後國民學校	同
七月十四日	自午後三時	網代國民學校	同
七月十五日	自午後三時	大岩國民學校	同
七月十六日	自午後三時	服部國民學校	同
七月十七日	自午後三時	元摺見國民學校	同
七月十八日	自午後三時	福田國民學校	同
七月二十日	自午後三時	大茅國民學校	同
七月二十一日	自午後三時	成器國民學校	同
七月二十二日	自午後三時	宇倍野國民學校	同
七月二十三日	自午後三時	宇倍野國民學校	同
七月二十四日	自午後三時	倉田國民學校	同
七月二十五日	自午後三時	米里國民學校	同
七月二十七日	自午後三時	津ノ井國民學校	同
七月二十八日	自午後三時	西影國民學校	同

00649

年月日	時	検査場所	検査區域
昭和十七年七月二十三日	自午後三時	西郷國民學校	本校及小河
七月二十四日	自午後三時	西郷國民學校	内分校下一圓
七月二十五日	自午後三時	八上國民學校	分校下一圓
七月二十七日	自午後四時	河原國民學校	同
七月六日	自午後三時	池田國民學校	同
七月七日	自午後三時	池田診療所	同
七月八日	自午後三時	若櫻國民學校	同
七月九日	自午後三時	丹比國民學校	同
七月十日	自午後三時	安部國民學校	同
七月十一日	自午後四時	八東國民學校	同
七月十三日	自午後三時	大御門國民學校	同
七月十四日	自午後三時	賀茂國民學校	同
七月十五日	自午後三時	上私都國民學校	同
七月十六日	自午後三時	中私都國民學校	同
七月十七日	自午後三時	下私都國民學校	同
七月十八日	自午後三時	國中國民學校	同
七月二十日	自午後三時	散岐國民學校	同
七月二十一日	自午後三時	大國民學校	同
七月二十二日	自午後三時	佐治第一國民學校	同
七月二十三	自午後三時	佐治第二國民學校	同
七月二十四	自午後三時	佐治第三國民學校	同
七月二十五	自午後三時	社國民學校	同
七月二十六	自午後三時	智頭國民學校	同
七月二十七	自午後三時	富澤國民學校	同
七月二十八	自午後三時	土師國民學校	同
七月二十九	自午後三時	那岐國民學校	同
七月三十	自午後三時	山形第一國民學校	同
七月三十一	自午後三時	山形第二國民學校	同
七月二日	自午後三時	山形第一國民學校	同
七月三日	自午後三時	山形第一國民學校	同
七月四日	自午後三時	山形第一國民學校	同
七月五日	自午後三時	山形第一國民學校	同

00650

年月日	時	検査場所	検査區域
昭和十七年七月二十一日	自午後三時	國英國民學校	同
七月二十二日	自午後三時	釜口國民學校	同
七月二十三日	自午後三時	船岡國民學校	同
七月二十四日	自午後四時	大伊村役場	同
七月二十五日	自午後三時	隼國民學校	同
七月二十六日	自午後三時	檢査場所	檢査區域
七月二十七日	自午後三時	勝部國民學校	同校下一圓
七月二十八日	自午後三時	中郷國民學校	同
七月二十九日	自午後三時	青谷國民學校	同
七月三十日	自午後三時	日置國民學校	同
七月三十一日	自午後四時	日置國民學校	同
八月一日	自午後三時	逢坂國民學校	同
八月二日	自午後三時	小鷲河國民學校	同
八月三日	自午後三時	鹿野國民學校	同
八月四日	自午後三時	鹿野國民學校	同
八月五日	自午後三時	勝谷國民學校	同
七月二十一日	自午後三時	正條國民學校	同
七月二十二日	自午後三時	瑞穂國民學校	同
七月二十三日	自午後三時	宝木國民學校	同
七月二十四日	自午前十二時	同上光分校	同
七月二十五日	自午後三時	酒津國民學校	同
七月二十六日	自午後三時	末恒國民學校	同
七月二十七日	自午後三時	吉岡國民學校	同
七月二十八日	自午後三時	大郷國民學校	同
七月二十九日	自午後三時	松保國民學校	同
七月三十日	自午後三時	豐實國民學校	同
七月三十一日	自午後四時	明治國民學校	同
八月一日	自午後三時	東郷國民學校	同
八月二日	自午後三時	神戶國民學校	同
八月三日	自午後三時	大和國民學校	同
八月四日	自午後三時	美穂國民學校	同
八月五日	自午後三時	大正國民學校	同

八月六日	自午後三時	湖山國民學校	同
八月七日	自午後三時	千代水國民學校	同
東伯郡			
年月日	時	檢査場所	檢査區域
昭和十七年七月六日	自午後三時	小鹿國民學校	同校下一圓
七月七日	自午後三時	三德國民學校	同
七月八日	自午後三時	三朝國民學校	同
七月九日	自午前十二時	旭賀茂國民學校	同
七月九日	自午後三時	旭高勢國民學校	同
七月十日	自午後三時	大昭國民學校	同
七月十一日	自午後三時	竹田國民學校	同
七月十三日	自午後三時	矢送國民學校	同
七月十四日	自午後三時	南谷國民學校	同
七月十五日	自午後四時	山守國民學校	同
七月十六日	自午後三時	上小鴨國民學校	同
七月十七日	自午後四時	小鴨國民學校	同
七月十八日	自午後四時	北谷國民學校	同
七月二十日	自午後四時	社國民學校	同
七月二十一日	自午後四時	高城國民學校	同
七月二十二日	自午後三時	灘手國民學校	同
七月二十三日	自午後三時	榮國民學校	同
七月二十四日	自午後三時	古布庄國民學校	同
七月二十五日	自午後三時	下郷國民學校	同
七月二十七日	自午後三時	上郷國民學校	同
七月二十八日	自午後四時	浦安國民學校	同
七月二十九日	自午後三時	以西國民學校	同
七月三十日	自午後三時	成美國民學校	同
七月三十一日	自午後三時	安田國民學校	同
八月一日	自午後三時	下中山國民學校	同
八月三日	自午後三時	上中山國民學校	同
八月四日	自午後五時	赤碕國民學校	同
八月五日	自午後四時	八橋國民學校	同

八月六日	自午後四時	由良國民學校	同
八月七日	自午後四時	大誠國民學校	同
八月八日	自午後四時	下北條國民學校	同
八月十日	自午後三時	上北條國民學校	同
八月十一日	自午後三時	中北條國民學校	同
八月十二日	自午後四時	長瀬國民學校	同
八月十三日	自午後三時	淺津國民學校	同
八月十四日	自午後三時	橋津國民學校	同
八月十五日	自午後三時	宇野國民學校	同
八月十七日	自午後四時	日下國民學校	同
八月十八日	自午後三時	西郷國民學校	同
八月十九日	自午後三時	明倫國民學校	同
八月二十日	自午後三時	成德國民學校	同
八月二十一日	自午後三時	上灘國民學校	同
八月二十二日	自午後三時	東郷國民學校	同
八月二十四日	自午後三時	松崎國民學校	同
八月二十五日	自午後三時	花見國民學校	同
八月二十六日	自午後三時	舍人國民學校	同
八月二十七日	自午後四時	泊國民學校	同
西伯郡			
年月日	時	檢査場所	檢査區域
昭和十七年七月十日	自午後三時	東長田國民學校	同校下一圓
七月十一日	自午後三時	上長田國民學校	同
七月十三日	自午後三時	法勝寺國民學校	同
七月十四日	自午後三時	手間國民學校	同
七月十五日	自午後三時	賀野國民學校	同校下及池野校下一圓
七月十六日	自午後三時	大國國民學校	同校下一圓
七月十七日	自午後三時	天津國民學校	同
七月十八日	自午後三時	成實國民學校	同
七月二十日	自午後三時	尙德國民學校	同
七月二十一日	自午後三時	五千石國民學校	同
七月二十二日	自午後三時	幡郷國民學校	同

七月二十三日	至午後三時	大幡國民學校	同
七月二十四日	至午後三時	縣國民學校	同
七月二十五日	至午後三時	春日國民學校	同
七月二十七日	至午後三時	大高國民學校	同
七月二十八日	至午後三時	巖國民學校	同
七月二十九日	至午後三時	日吉津國民學校	同
七月三十日	至午後三時	大和國民學校	同
七月三十一日	至午後四時	淀江國民學校	同
八月一日	至午後三時	宇田川國民學校	同
八月三日	至午後三時	高麗國民學校	同
八月四日	至午後四時	所子國民學校	同
八月五日	至午後三時	大山國民學校	同
八月六日	至午後三時	同赤松分校	同
八月七日	至午後三時	庄內國民學校	同
八月八日	至午後三時	名和國民學校	同
八月十日	至午後三時	御來屋國民學校	同

八月十一日	至午後三時	光德國民學校	同
八月十二日	至午後三時	逢坂國民學校	同
八月十三日	至午後三時	崎津國民學校	同
八月十四日	至午後三時	渡國民學校	同
八月十五日	至午後四時	外江國民學校	同
八月十六日	至午後四時	境國民學校	同
八月十七日	至午後四時	上道國民學校	同
八月十八日	至午後三時	餘子國民學校	同
八月十九日	至午後四時	中濱國民學校	同
八月二十日	至午後三時	大篠津國民學校	同
八月二十一日	至午後三時	和田國民學校	同
八月二十二日	至午後三時	富益國民學校	同
八月二十四日	至午後三時	夜見國民學校	同
八月二十五日	至午後三時	彥名國民學校	同
八月二十六日	至午後四時		

鳥取縣公報 第三千三百四十五號 昭和十七年六月二十六日 (第三種郵便物認可)

昭和十七年 六月二十七日	至午後三時	福榮國民學校	同校下一圓
六月二十八日	至午後三時	石見東國民學校	同
六月二十九日	至午後三時	石見西國民學校	同
六月三十日	至午前十二時	日野上國民學校	同
六月三十日	至午後二時	同河上分校	同
六月三十日	至午後三時	多里國民學校	同
七月一日	至午後三時	山上國民學校	同
七月三日	至午後三時	阿毘蘇國民學校	同
七月四日	至午後三時	大宮國民學校	同
七月五日	至午後二時	菅福國民學校	同
七月五日	至午前十一時	黑坂國民學校	同
七月六日	至午前十一時	眞住國民學校	同
七月六日	至午後二時	板井原國民學校	同
七月七日	至午後三時	根雨國民學校	同
七月八日	至午後三時	日野國民學校	同
七月十日	至午後三時	神奈川國民學校 (俣野校共)	同

七月十一日	至午後三時	日光國民學校	同
七月十二日	至午後三時	米澤國民學校	同
七月十三日	至午後三時	江尾國民學校	同
七月十四日	至午後三時	溝口國民學校	同
七月十五日	至午後三時	旭國民學校	同
七月十七日	至午後四時	二部國民學校	同
七月十八日	至午後三時	八郷國民學校	同

◆鳥取縣告示第三百九十五號
 昭和十七年六月十六日付鳥取縣告示第三六二號(臨時種牡牛検査役肉用牛登録審査及優良牛補助検査ノ件)中東伯郡、八頭郡ヲ左ノ通り變更ス
 昭和十七年六月二十六日

東伯郡倉吉町	七月八日	東伯郡一圓
同郡矢野町	七月九日	東伯郡一圓
同郡浦安町	七月十日	東伯郡一圓
同郡赤碓町	七月十一日	東伯郡一圓
八頭郡用ヶ瀬町	七月十二日	八頭郡一圓
同郡船岡村	七月十三日	八頭郡一圓
同郡船岡村	七月十四日	八頭郡一圓

鳥取縣知事 土肥米之
 検査場所 検査期日 出場區域 検査時
 當日午前九時

鳥取縣公報 第三千三百四十五號 昭和十七年六月二十六日 (第三種郵便物認可) 九

00655

鳥取縣告示第三百九十六號

鳥取縣商業組合同聯合會工業組合同聯合會及工業小組合同共同施設補助金交付規程左ノ通定ム

昭和十七年六月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣商業組合同聯合會工業組合同聯合會及

工業小組合同共同施設補助金交付規程

第一條 農林省所管商業組合同聯合會、工業組合同聯合會及工業小組合同(以下組合ト稱ス)ノ事業ノ改善充實ヲ圖リ其ノ目的達成ニ資スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス但シ別ニ國庫又ハ縣費ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受ケル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 補助金ハ左ニ掲グル施設ノ爲ニ要スル經費ニ付組合ニ對シ之ヲ交付ス但シ組合補助金交付申請前ニ一部若ハ全部ノ施設ヲ設置シ又ハ一部若ハ全部ノ施設費ノ支拂ヲ爲シタルモノニ付テハ補助セザルモノトス

一 共同仕入販賣所又ハ取扱商品ノ保管、運搬、處理作業(加工、荷造、揀別又ハ検査)等ノ共同事業ニ要スル場屋若ハ機械器具ノ新設其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同設備ニ要スル經費但シ土地、事務用什器、作業用消耗品等ノ購入

費、賃借設備ノ改造費及事務室會議室等ノ設置費ヲ除ク
二 前號ニ附隨スル設備ノ新設、増設、改造、修繕又ハ買收ニ要スル經費
三 工業小組合同ニ付テハ前二號ノ他共同施設トシテ當該組合員ノ既存設備ヲ組合ノ事業ニ供スル目的ヲ以テ共同作業場等ニ持寄ル場合其ノ主要設備ノ運賃据付費及改造費

第三條 補助金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル
一 商業組合及同聯合會ニ付テハ施設費ノ五割以内
二 工業組合及同聯合會ニ付テハ施設費ノ五割以内
三 工業小組合同ニ付テハ施設費ノ七割五分以内

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル組合ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ毎年一月十五日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ
一 共同施設計畫書(計畫ノ趣旨、計畫施設ニ對スル從來ノ狀況、當該施設ノ斯業ニ及ボス效果ヲ記載シタル書類)
二 共同施設ニ要スル資材又ハ機械器具ノ入手見込、工事又ハ買入着手ノ有無及完了豫定日數ヲ記載シタル書類
三 共同施設費用概算書、費用調達書及費用調達ニ關スル證據書類
四 補助金ノ申請及借入金ニ關スル總會又ハ總代會ノ決議錄

本
ヲ變更セントスルトキハ豫メ知事ノ許可ヲ受ケルコト
三 本補助金ニ依ル共同設備ハ其ノ指定期日迄ニ完了セシムルコト尙指定期日迄ニ完了ノ見込ナキトキハ完了期日延期ニ付豫メ知事ノ承認ヲ受ケルコト
四 本補助金交付ノ指令アリタル設備完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ知事ニ届出デ検査ヲ受ケルコト
五 本補助金ニ依ル共同設備ハ其ノ設備後七箇年間(自動車ニ在リテハ三箇年間)左ノ場合ニ付豫メ知事ノ認可ヲ受ケルコト但シ工業小組合同ニ付テハ五箇年間トス
(1) 己ムヲ得ザル事由ニ因リ讓渡若ハ廢業シ又ハ其ノ目的以外ニ使用セントスルトキ
(2) 移轉、改造又ハ大修繕ヲ爲サントスルトキ
(3) 機械設備(自動車ヲ含ム)ノ買替ヲ爲サントスルトキ
(4) 其ノ設備ニ付抵當權ノ設定ヲ爲サントスルトキ
六 本補助金ニ依ル共同設備ニ付重大ナル事故發生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ヅルコト
七 本補助金ニ依ル共同施設ヲ第五號ノ期間經過後ニ於テ處分シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ヅルコト

00656

五 當該施設運用ニ關スル收支豫算書

六 共同施設中建物ニ付テハ其ノ設計圖、仕様書及見積書、機械器具ニ付テハ型錄及見積書並ニ其ノ施設ヲ設置スベキ敷地若ハ建物ノ使用ノ權利ニ關スル事項ヲ證スル書類
七 法令ニ依リ共同施設ノ新設、増設又ハ改造等ニ付許可又ハ認可ヲ受ケベキモノニシテ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノナルトキハ之ヲ證スル書類
八 設備買收セントスルトキハ前各號ニ依ル書類ノ他買収契約書寫及當該設備所有者トノ關係、買收價格算出方法、當該設備ノ専門家ノ意見並ニ見積書、建設又ハ設置年月日、耐久年限等ヲ記載シタル書類
九 最近ニ於ケル當該組合ノ狀況ヲ知ルニ足ルベキ書類
前各號ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 補助金ハ設備完了後竣功検査ノ上交付ス
第六條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル組合ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ
一 本補助金ニ依ル共同設備ニ關スル證據書類ハ之ヲ整備シ其ノ設備ニ關スル收支ヲ帳簿上明瞭ナラシメ置クコト
二 本補助金ニ依ル施設ノ完了前ニ其ノ目的、計畫又ハ豫算

第七條 知事必要アルトキハ本補助金ニ依ル共同施設ノ運用狀況ヲ付キ検査ヲ行フコトアルベシ

00657

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事補助金交付指

- 令ヲ取消シ補助金ノ額ヲ變更シ又ハ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
- 一 知事ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ
- 二 不正手段ニ依リ補助金交付ノ指令ヲ受ケ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ
- 三 知事ノ承認ヲ受ケズシテ指定ノ完了期日内ニ施設完了セザルトキ
- 四 本補助金ニ依ル施設ノ實施計畫又ハ豫算ノ變更ヲ爲ス場合ニ於テ變更後ノ施設費ノ査定額ガ當初ノ査定額ニ達セザルトキ
- 五 本補助金ニ依ル施設ノ設置費用ノ精算總額ガ其ノ査定總額ニ達セザルトキ
- 六 本規程又ハ補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 七 本補助金ニ依ル設備ノ運用方法適當ナラザルトキ
- 八 當該組合解散シタルトキ

附 則

本規程ハ昭和十七年六月二十六日ヨリ之ヲ施行ス
 本規程第四條ニ依ル申請書ノ提出ハ昭和十七年度ニ在リテハ昭和十七年六月末日迄トス

鳥取縣告示第三百九十七號

區域貨物自動車運送事業運賃左ノ通變更認可セリ
 昭和十七年六月二十六日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 距離制

車種別	積載定量別	距離別	最初ノ五料迄ニ	爾後一料ヲ増ス毎
普通自動車	四〇〇〇疋以上	金 七 圓 以下	金八十五錢以下増	
	三四〇〇疋以上	金六圓五十錢以下	金八十錢以下増	
	四〇〇〇疋未滿	金六圓五十錢以下	金八十錢以下増	
	二二〇〇疋以上	金五圓五十錢以下	金七十錢以下増	
小型自動車	二二〇〇疋未滿	金四圓五十錢以下	金六十錢以下増	
	六〇〇疋以上	金二圓五十錢以下	金三十五錢以下増	
	五〇〇疋未滿	金二圓三十錢以下	金三十錢以下増	

運賃料金ノ適用方

- (一) 走行料ハ實車料トス
- (二) 各車輛ノ積載量ハ特別ノ事由ナキ限り積載定量迄滿スモノトス
- (三) 待時間三十分間ヲ超エタルトキハ爾後三十分間毎ニ金壹圓トス

00667-1

(小) 型自動車ハ金三十錢以内ノ待料金ヲ受クルコトヲ得

- (四) 車輛ヲ廻送シタル後荷主ノ責任ニ於テ託送ノ取消又ハ運送見合セ等アリタル場合ハ其ノ實費ヲ受クルコトヲ得
- (五) 運轉士及助手(助手在ラザルトキハ積卸人夫)各一名ノ外ニ積卸人夫ヲ要シタルトキハ作業時間ニ應ジ別ニ人夫賃ヲ受クルコトヲ得
- (六) 重量物品長大物品等ノ運送ニシテ積卸ニ特別ノ設備ヲ要スルトキ又ハ積卸ニ附帶シテ倉入、倉出其他特別ノ作業ヲナシタルトキハ其ノ實費料金ヲ受クルコトヲ得
- (七) 左ノ場合ニ於テハ基本運賃ノ二割以内ノ割増運賃ヲ受クルコトヲ得但シ各號重複スル場合ト雖モ最高五割以内トス
- (イ) 易損品、貴重品、危険品等特殊扱ヲ爲スベキ貨物ヲ運送スル場合
- (ロ) 積雪ノ爲運送困難ナル場合
- (ハ) 長大物品ニシテ運送困難ナル場合
- (ニ) 一運送區間中三分ノ一以上ニ亘ル坂路アル場合
- (ホ) 一運送區間中三分ノ一以上特ニ路面粗惡ナル場合
- 但シ(ニ)(ホ)ノ坂路、路面粗惡ノ認定ハ知事ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル
- (ハ) 荷主ノ異ナル物品ノ同時ニ運送シタル場合ト雖モ運賃料

計額ハ前記運賃ノ額ヲ超エザルモノトス但シ特ニ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

二 一日貸切及時間貸切制

車種別	積載定量別	條件	一日ニ付七時間	一時間ニ付(七時
普通自動車	三四〇〇疋以上	以上十時間以内	金三十九圓以下	間未滿
	四〇〇〇疋以上		金三十七圓以下	金四圓三十錢以下
	二二〇〇疋以上		金三十一圓以下	金三圓七十錢以下
	二二〇〇疋未滿		金二十五圓以下	金三圓 以下
小型自動車	六〇〇疋以上		金十五圓以下	金一圓八十錢以下
	六〇〇疋未滿		金十四圓以下	金一圓六十錢以下

運賃料金ノ適用方

- 一 一日貸切ハ一日ノ就業時間七時間以上ノ場合ニシテ實車走行料ノ算定困難ナル場合ニ限り之ヲ適用スルモノトシ左記ノ場合ハ割増運賃ヲ受クルコトヲ得
- (イ) 一日ノ就業時間十時間ヲ超エルトキハ爾後三十分毎ニ金一圓(小型自動車ハ金三十錢)以内
- (ロ) 一日ノ就業時間十時間以内ナルモ總走行料五十料(小型自動車ハ三十料)ヲ超エルトキハ爾後一料迄毎ニ金七十錢

(小型自動車ハ三十斤)ヲ超ユルトキハ爾後一籽毎ニ金七十錢(小型ノ自動車ハ金三十錢)以內

(ハ)一日ノ總走行籽五十籽(小型自動車ハ三十籽)ヲ超エ且就業時間十時間ヲ超ユルトキハ(イ)及(ロ)ニ依リ各別ニ計算シタル割増運賃ノ高額ナルモノニ依ル

(一)時間貸切ハ一日ノ就業時間七時間未滿ニシテ實車走行籽ノ算定困難ナル場合ニ限り適用スルモノトス但シ就業時間一時間未滿ハ一時間ニ切上ゲ計算ス

(二)一日貸切並ニ時間貸切ノ時間並ニ總走行籽ハ積荷場所ヨリ運送ヲ終リテ元ノ積荷場所又ハ車庫ニ歸還スル迄ニ要シタルモノヲ計算ス

(三)車輛ヲ廻送シタル後荷主ノ責任ニ於テ託送ノ取消又ハ運送見合セ等アリタル場合ハ其ノ實費ヲ受クルコトヲ得

(四)運轉士及助手(助手アラザルトキハ積卸人夫)各一名ノ外ニ積卸人夫ヲ要シタルトキハ作業時間ニ應ジ別ニ人夫賃ヲ受クルコトヲ得

(五)重量物品、長大物品等ノ運送ニシテ積卸ニ特別ノ設備ヲ要スルトキ又ハ積卸ニ附帶シテ倉入、倉出其ノ他特別ノ作業ヲナシタルトキハ其ノ實費料金ヲ受クルコトヲ得

(六)運轉士及助手(助手在ラザルトキハ積卸人夫)各一名ノ外ニ積卸人夫ヲ要シタルトキハ作業時間ニ應ジ別ニ人夫賃ヲ受クルコトヲ得

コトヲ得但シ各號重複スル場合ト雖モ最高五割以內トス

(イ)易損品、貴重品、危険品等特殊扱ヲ爲スベキ貨物ヲ運送スル場合

(ロ)積雪ノ爲運送困難ナル場合

(ハ)長大物品ニシテ運送困難ナル場合

(ニ)一運送區間中三分ノ一以上ニ亘ル坂路アル場合

(ホ)一運送區間中三分ノ一以上特ニ路面粗惡ナル場合

但シ(ニ)(ホ)ノ坂路、路面粗惡ノ認定ハ知事ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

三重量制

最初ノ五籽迄 爾後一籽ヲ増ス毎ニ

一籽ニ付金一圓七十錢以下 一籽ニ付金二十錢以下増運賃料金ノ適用方

(一)本運賃ハ重量又ハ規格ヲ明カニシ得ルモノニシテ貨物自動車運送事業組合ニ於テ特ニ大量貨物ノ共同引受ニ依ル運送ヲ爲ス場合ニ限り之ヲ適用ス

(二)一籽未滿ハ一籽ニ切上ゲ計算ス

(三)嵩高品ニ付テハ容積百五十才ヲ以テ一籽ト看做ス

(四)容積一才トハ一立方尺ヲ指稱ス

(五)車輛ヲ廻送シタル後荷主ノ責任ニ於テ託送ヲ取消シ又ハ運

送ノ見合セ等アリタル場合ハ其ノ實費ヲ受クルコトヲ得

(六)運轉士及助手(助手在ラザルトキハ積卸人夫)各一名ノ外ニ積卸人夫ヲ要シタルトキハ作業時間ニ應ジ別ニ人夫賃ヲ受クルコトヲ得

(七)重量物品、長大物品等ノ運送ニシテ積卸ニ特別ノ設備ヲ要スルトキ又ハ積卸ニ附帶シテ倉入、倉出其ノ他特別ノ作業ヲナシタルトキハ其ノ實費料金ヲ受クルコトヲ得

(八)左ノ場合ニ於テハ基本運賃ノ二割以內ノ割増運賃ヲ受ケルコトヲ得但シ各號重複スル場合ト雖モ最高五割以內トス

(イ)易積品、貴重品、危険品等特殊扱ヲ爲スベキ貨物ヲ運送スル場合

(ロ)積雪ノ爲運送困難ナル場合

(ハ)長大物品ニシテ運送困難ナル場合

(ニ)一運送區間中三分ノ一以上ニ亘ル坂路アル場合

(ホ)一運送區間中三分ノ一以上特ニ路面粗惡ナル場合

但シ(ニ)(ホ)ノ坂路、路面粗惡ノ認定ハ知事ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

四 積合制

最初ノ十籽迄 爾後一籽ヲ増ス毎ニ

三十籽迄ノモノ一個ニ付金十五錢以下、三十籽ヲ超ユルトキ

ノ八十籽迄ヲ増ス毎ニ金五錢 但シ一個ノ重量三十籽ヲ超ユ

以下増 每ニ金三錢ヲ累加ス

運賃料金ノ適用方

(一)本運賃ハ貨物自動車運送事業運輸設備會計規程第十條但シ書ニ基キ積合セ運送ヲ爲ス場合ニシテ貨物自動車運送事業組合ニ於テ特ニ監督官廳ノ承認ヲ得タル場合ニ限り之ヲ適用スルモノトス

(二)本運賃ハ託送一口ノ個數十三箇以內ニシテ其ノ合計重量四〇〇斤以內ノ場合ニ限り適用スルコトヲ得但シ集貨先又ハ配達先ガ數箇所ニ亘ル場合ハ其ノ各々ヲ一口ト看做ス

(三)嵩高品ニ付テハ容積一、五才ヲ以テ十籽トス

(四)容積一才トハ一立方尺ヲ指稱ス

(五)生鮮魚類、生卵其ノ他特ニ監督官廳ノ承認ヲ受ケタル貨物ニ付テハ二割以內ノ割増運賃ヲ受クルコトヲ得

鳥取縣告示第三百九十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年六月二十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合員ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣石油加工油販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ石油加工油販賣ヲ業トスルモノ

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	種類	單位	主要使用原料	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
切削油	ストレー	一八重	油 100%	二、四九	二、七三
同	同	同	輕油性油 75% 及 植物性油 25%	六、一八	六、七九
同	同	同	植物性油 100% 及	七、九七	八、七六
同	同	同	同	九、三一	一〇、二四
同	同	同	同	3070%	及
同	同	同	同	2080%	及
同	同	同	同	一、一三	九〇
同	同	同	同	八、九四	九、八三
同	同	同	同	一〇、九一	一一、九九
同	同	同	同	一〇、九一	一一、九九

一本表價格ハ製造業者所在市町村ニ於ケル賣主ノ工場渡店先渡又ハ倉庫渡ノ價格ニシテ以外ノ地ニ於テハ運賃實費ヲ加算スルコトヲ得

二 五ガロン罐附ニテ販賣スル場合ハ正味價格ニ新罐ニ在リテハ七〇錢故罐ニ在リテハ六〇錢ヲ加算シタル額トス

三 容器貸ニテ販賣スル場合ハ賃貸料トシテ五ガロン罐一罐ニ付二〇錢ヲ正味價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトシ當該容器ノ返送ニ要スル費用ハ買主ノ負擔トス

鳥取縣告示第三百九十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年六月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣岩井警察署管内竹串製造販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣岩井警察署管内一圓

(ロ) 實施ノ日 昭和十七年六月二十六日
四 認可ニ附シタル條件
(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ竹ヲ原料トシタル串ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	規格	單位	最高販賣價格
燒鯖用狹竹串	一號 一尺五寸一寸 皮付	一〇〇本	一、一〇
同	二號 一尺四寸九分	同	一、〇〇
同	三號 一尺三寸八分	同	〇、九〇
同	四號 一尺二寸七分	同	〇、八〇

註 本表價格ハ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十七年六月二十六日

四 認可ニ附シタル條件
(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ揭示

00662

鳥取縣告示第四百號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル柱掛人形ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年六月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

品名	規 格	單 位	製造業者最 販賣業者最	高販賣價格	高販賣價格
大東亞	額孟宗竹縱一八厘以上 (斜切)横八厘以上	一個	五〇	七〇	
壁掛	(面精選粘土 縱七厘以上 横六、五厘以上)	一個	五〇	七〇	

- 一 本表價格ハ製造業者氣高郡小鷲河村清水義司ノ證券ヲ貼付シタルモノ、賣主店先渡價格トス
- 二 荷造費及包裝費ハ賣主負擔トス

鳥取縣告示第四百一號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年六月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

名 稱	位 置	設 置 者
西伯郡五千石村青年學校	西伯郡五千石村五千石國民學校併設	西伯郡五千石村
西伯郡手間村青年學校	西伯郡手間村手間國民學校併設	西伯郡手間村
西伯郡尚徳村青年學校	西伯郡尚徳村尚徳國民學校併設	西伯郡尚徳村
西伯郡幡郷村青年學校	西伯郡幡郷村幡郷國民學校併設	西伯郡幡郷村
西伯郡賀野村青年學校	西伯郡賀野村賀野國民學校併設	西伯郡賀野村

00663

彙報

民間遊休在庫を動員

縣に在庫有効利用委員會設置

(商工課)

重要物資を國家緊急の用途に確保利用し、戰時經濟の運営に遺憾なからしめるは現時局下最緊要事且つ根本的要請であるに鑑み縣では重要物資管理營團の行ふ在庫買上げに呼應し、知事を會長とする鳥取縣重要物資在庫有効利用委員會を設置して同團の行ふ重要物資の買上げに、凡ゆる機關を動員した一般勸奨機關、特別勸奨機關を置いて學縣的協力をなすこととなつた。

抑々國際情勢の推移に伴ふ軍備の増強、生産力擴充の成否が一に本事業の成否如何にかゝつてゐることは云ふまでもないのであつて、之がため縣では本縣に於ける在庫重要物資の供出促進を期するため、去る十七日縣廳内儀式場に於て第一回委員會を開催、更に鳥取(十八日)倉吉(十九日)米子(二十日)の三ヶ所で買上措置に關する關係者協議會を開催して具体的勸奨方法、供出方法等に付き打合せを行つたのであるが、之が買上げの趣旨を關係

方面に周知徹底せしめ、遊休、退職物資の自發的供出を求め以て本事業の目的達成に積極的協力を求めることとなつた。今參考のため管理營團の在庫買上要項を記すと次の如くである。

- 一 重要物資管理營團在庫買上要項
- 一 買上の趣旨
 - 重要物資在庫狀況の不均衡なる現狀に照し、在庫物資の綜合的共同利用の趣旨を以て遊休、退職物資の自發的供出を求め在庫の共同化を圖るものとす。
- 二 買上機關
 - イ 重要物資管理營團及同營團支所
 - ロ 代行機關
 - ハ 代行機關の代表者
 - ニ 代行機關又は其の代理者の使用する買付斡旋人(註)(ロ)(ハ)(ニ)何れたるを問はず買上げは營團の名に於て之を行ひ營團より直接又は間接に適宜委任狀を與ふるものなること。
- 三 買上期間
 - 五月十五日より七月十五日まで二ヶ月間
- 四 買上地域
 - 内地一圓

00664

五 買上價格

原則として法定價格(㊦㊧等)に依ること。
但し法定價格に依り難き場合は其の具体的事情に應じ特別の措置を講ずるものとす。

六 買上品目

銃鐵、鑄鐵管、大形及中形軌條及繼目板、小形繼目板、タイプ
レイト型鋼、棒鐵鋼、矢板、厚板、溝板、鉚力、硅素鋼板、美裝
鋼板、線材、鋼管、外輪、帶鋼、サツシユバー、各種鋼材短尺發
生品、ボルトナット釘、亞鉛引鐵線、鐵線、亞鉛鍍鐵板等
特殊鋼

合金鐵(フェロタンクステン、フェロモリブデン、フェロシリ
コン燐鐵)

銅、鉛、亜鉛、アンチモン、半田、アルミニウム、マグネシウ
ム、ワナジウム、コバルト其の他稀金屬、水銀

板、棒、線、條、箔及電線)

鉛、亜鉛、アンチモンの製品(管、板、棒、線、條及箔)

雲母

石棉

皮革

羊毛、毛糸、毛織物、綿糸、綿布、(生地、晒及無地の限定)
浴衣地、メリヤス肌着、毛布、タオル、軍手、敷布

晒酸化コバルト、硼砂、硼酸、硫酸ニッケル、智利硝石、硫酸
加里、含鹽加里、鹽化加里、ブロム加里、鹽化リシウム、カゼ
イン、グリセリン、生酒石、酒石酸、ギルソナイト、松脂、セ
ラック、アラビヤゴム、タラカントゴム、タンニン、カムコバ
ール、カムダマール、カーボンブラック、アルコール等。

七 買上方法

イ 供出の申込

物資所有者は供出申込書に依り又は他の適當なる方法形式に
依り品名、品位、數量、受渡場所、價格其の他希望事項等を
明示し當該地域に於ける買上機關又は勸奨機關に對し申込を
なすこと。勸奨機關供出の申込を受けた時は直に其の旨買
上機關の何れかに移牒すること。

ロ 受渡及代金支拂

(1) 倉庫營業者に倉入したる物資にして檢査又は檢査の必要
なきものは原則として倉庫証券に依り受渡のこと。

(2) 自己の店舗又は工場にある物資は供出者をして營團又は
營團支所の指定する倉庫へ倉入せしめ右搬入に要したる實
費は營團之を負擔すること。

00665

(3) 代金支拂は倉庫証券(倉庫証券に非ざるものにて引取る
場合は其の商品)並必要書類(品位証明書、看賣表、代金
請求書等)と引換に營團又は支所に於て之をなすこと。
(4) 營團の都合に依り貨物受渡を延期し或は代金支拂を延期
する場合は延期々間中其の物資に對する保管料金利を支拂
ふこと。

八 供出の勸奨及斡旋

勸奨機關を動員し供出の勸奨及斡旋をなさしめること。

九 供出者に對しては將來資材の優先的配給を考慮すべきものな
らむ。

青少年團戰時貯蓄

并國債券消化實踐

(社會教育課)

昭和十七年度國民貯蓄目標二百三十億圓、これに對する本縣の
目標額七千萬圓に對しては、舉縣一致してこれが目的達成に邁進
してゐるのであるが、縣下青少年に於ても團の本質に鑑み、銃後
青少年の愛國運動としてこれに協力挺身し、既に相當の實績を擧

げてゐることは寧に欣ばしいことである。

ついでには今回大日本青少年團ではこの政府目標額増加に伴ひ、
左記の通り制當額を高めて極力貯蓄報國の實を擧げることとなつ
たので、本縣青少年團に於てもこれに即應してこれが實踐に邁進
することとなつた。團員の協力勵行は素より、一般縣民各位に於
ても充分右の趣旨を諒として格段の配慮を切望する次第である。

貯蓄目標額 一億一千三百八十二萬圓

一 青年團員

幹部團員 平均年二十四圓 (月二圓)

普通團員 平均年十二圓 (月一圓)

約四一萬名 計 九八四萬圓

二 女子青年團員

平均年十二圓 (月一圓)

約二一四萬名 計 二五六八萬圓

三 少年團員

平均年六圓 (月五〇錢)

約八四一萬名 計 五〇四六萬圓

▽國債並戰時債券消化目標額 一億一千二百五十三萬圓

團員 一億四百四十萬圓

一 青年團員 平均年十五圓

慰問袋調整上の注意！

一形式よりは誠意を！

(社 會 課)

前線將兵を慰めやう。第一線にあつて一身を鴻毛の輕きに比し只管御國のために奮戦してゐる將兵を慰めることは我々銃後國民の務めである。

而して前線將兵が最も待ち望んでゐるものは銃後からの熱誠溢れる激勵慰安の言葉であり品物である。商店邊りで賣つてゐる既製の慰問袋は如何に高價なよい品物であつても中の品物が同じもので興味がなく、將兵は寧ろ高價な品物よりも盛り切れないところの眞心の籠つた慰問文と色々工夫せられた品物が一番嬉しいのである。又慰問文が印刷されてゐるものもあるが、之等はほんの形式的なものであつて余り悅ばれない。矢張り誠意を籠めて激勵や慰問の言葉を自分で書いたものゝ方が將兵に與へる感懐は大きいのである。従つて慰問袋の中には必ず眞心を籠めて書いた慰問文を成るべく多く入れるやうにし、そして一年間に一家庭から一個位を目標に、平素各家庭で使つたものゝ中で少し宛でも慰問袋へと心掛けて頂きたいものである。

二 女子青年團員	平均年十圓	約二七三萬名	計	四〇九五萬圓
三 少年團員	平均年五圓	約二一四萬名	計	二二四〇萬圓
團 体	八百十三萬圓	約八四一萬名	計	四二〇五萬圓
イ 單位團				
一 青年團	平均年三十圓	約一萬七千團	計	五一萬圓
二 女子青年團	平均年二十圓	約一萬六千團	計	三二萬圓
三 少年團	平均年十五圓	約二萬團	計	三〇萬圓
ロ 分 團				
一 青年團	平均年十五圓	約二十萬團	計	三〇〇萬圓
二 女子青年團	平均年十五圓	約二十萬團	計	三〇〇萬圓
三 少年團	平均年十圓	約十萬團	計	一〇〇萬圓

慰問袋は白い布でなくても色物柄物何でもよいが必ず清潔な布を用ゐるやうにすべきである。紙のものでは輸送中に破れて中味がこぼれ、折角の心盡しの慰問袋が臺なしになつてしまふし、又前線で分配する兵隊さんも手数がかゝつて迷惑であるから、是非有合せの清潔な布で作製せられたいのである。

袋の大きさは余り大きなものよりもタオル四ツ折大位を標準にして作つた方がよい。戦線は擴大して多數の將兵が前線にあるのであつて、二人三人で一個の大きな慰問袋を分け合ふよりは、少々小さくても一人に一個宛分配した方が便利でもあり貰つた兵士も悦ぶのである。現在の状態では、一ヶ年に一人の兵士に三個余りしか分配されてゐないのは甚だ申譯ないことであり残念な次第である。

更に注意を要することは、恤兵品には必ず宣傳や廣告に類似する事柄は一切記載してはならないし、其の他腐敗の虞ある俗とか落け易い菓子等はいれない方がよい。若し入れるのであつたら體に入れて充分密閉すべきである。

次に参考のために慰問袋の内容品を記すこととするから、前線將兵の心を心として熱烈溢れるばかりの誠意を盡されるやう切望する次第である。

慰問袋内容品

- 手拭 齒磨粉 プランシ 石鹼 ハンカチーフ 塵紙 便箋 封筒
- 筒 私製ハガキ 繪ハガキ 手藝品 兒童作品 慰問狀 雜誌
- 新聞 書籍 寫眞 文房具 藥品類(仁丹、テリアカ、寶丹、メシタム、外傷藥、ガーゼ、繃帶、脫脂綿其他) 菓子類(長期間變質シナイモノ) 煙草 勝栗 煎豆 カキ餅 氷砂糖 罐詰(瓶詰類) 干芋 干柿 酒類(小型瓶詰) 諸飲料(小型瓶詰) 茶 コーヒー 紅茶 干魚類 碁石(小型) 將棋(小型) 卓球具 運動用具 娛樂具(小型) 娛樂雜誌 お守 千人針 剃刀 理髮具
- 扇子 團扇 耳搔 妻楊子 マスク 手袋 靴下 褲 腹卷 チョッキ 種子(花、野菜等) 蠅取粉 蚤取粉 蚊取線香 針 糸 靴底 ブラシ 履物類

本年の第一回豫想收穫高

(統 計 課)

五月二十日現在を以て調査した本縣に於ける本年のラミー(第一收穫分)は收穫見込面積二四町二反、豫想收穫高一、四四〇貫であつて、之を前年の同收穫面積に比すれば三段(一分一厘)を、前年の同收穫高に比すれば一、〇一〇貫(四割一分三厘)の

